３　個人情報保護に関して講じている措置の実施状況

(1) 安全管理措置等の実施状況

(2) 特別の非公開情報の目的外利用を防止する措置の実施状況

４　苦情処理及び紛争解決の体制

（記載上の注意）

1　法第156条の24第２項の申請書又は法第156条の28第３項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、代表者の役職氏名欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

2　業務の状況

(1)　会社設立年月日

当該証券金融会社の設立の年月日を記載する。

(2)　当期の業務概要

当期の営業成績に影響を及ぼした営業上及び営業外の重要事項等並びに業務の方法を変更した場合には、その変更の内容、理由等について簡潔に記載する。

(3)　株主総会決議事項の要旨

定時及び臨時株主総会開催の年月日並びに決議事項の要旨その他総会に関する重要な事項を簡潔に記載する。

(4)　役員及び従業員の状況

役員欄には取締役、会計参与、監査役及び執行役を、従業員欄には役員以外の全ての従業員（臨時職員等を含む。）を記載する。

(5)　営業所の状況

本店を含むすべての営業所について記載する。

開設年月日欄には、当該営業所が実際に営業を開始した年月日を記載し、本店の備考欄に免許年月日を注記する。

営業所別の役員及び使用人の欄の合計額は、事業報告書中業務の状況のうち(4)の合計に合致するものであることに留意する。

(6)　主要株主の状況

持株数の多い者より順次 20 名を記載すること。

(7)　貸付金及び貸付有価証券の状況

当期貸付高欄には、期中における貸付金合計額を記載すること。

当期返済高欄には、期中における貸付金返済額の合計額を記載すること。

その他の貸付金欄には、特別貸付金（臨時融資）及び関係会社貸付金を含めた額を記載すること。

(8)　その他の貸付金明細表

特別貸付金（臨時融資）及び関係会社貸付金を含めること。

(9)　所有有価証券明細表

公社債は種類（国債、○○地方債、利付○○債）別に記載し、公社債以外の有価証券は銘柄別に記載すること。

貸借対照表計上額については、その算定の評価基準を備考欄に記載すること。

(10) 保管有価証券明細表

預り有価証券について記載することとし、在庫、名義書換中、貸付先、預け先等を備考欄に記載すること。

(11) 借入有価証券明細表

借入目的ごとに帳簿価額から合計額を算出し記載すること。

(12) 固定資産明細表

貸借対照表の資産科目の種類別に記載すること。

前期末残高、当期増加額、当期減少額及び当期末残高の欄は、当該資産の取得原価を記載すること。

当期末残高から減価償却累計額又は償却累計額を控除した残高を、差引当期末残高の欄に記載すること。

資産を再評価した場合には、当該再評価差額については、当期増加額又は当期減少額の欄に括弧書で記載すること。

(13) コール・マネー明細表

条件欄には取入条件の区分を記載すること。

担保欄には公社債、短資取引担保株式預り証等の担保の種類を記載すること。

期中平均残高は期中における残高の合計を総日数をもって除して算出すること。

(14) 売渡手形明細表

条件欄には借入期限、借入の方法等を記載すること。

担保欄には付随担保手形の振出先を記載すること。

(15) 借入金明細表

種類欄には銀行借入等の区分を記載し、種類別に一括合計して記載すること。

条件欄には借入期限、借入の方法等を記載すること。

担保欄には不動産、株式等担保の種類を記載すること。

(16) コマーシャル・ペーパー明細表

期中平均残高は期中における残高の合計を総日数をもって除して算出すること。

(17) 売現先取引勘定明細表

期中平均残高は期中における残高の合計を総日数をもって除して算出すること。

3　経理の状況

(1)　貸借対照表

①　資産の部

イ　有価証券

売買目的有価証券及び1年内に満期の到来する有価証券を記載すること。

ロ　貸付金

関係会社貸付金について、その金額が資産総額の 100 分の 1 以下の場合は、これをその他の貸付金に含めて記載することができる。

関係会社貸付金、その他の貸付金は1年内に弁済期日の到来するもの、又は通常の状態において1年内に確実に回収できると認められる額を記載すること。ただし、当初投資その他の資産に記載した長期貸付金、関係会社長期貸付金については投資その他の資産を参照。

ハ　保管有価証券

貸借取引貸付金担保有価証券等の有価証券を記載すること。ただし、金融商品取引所等に寄託している有価証券及び金融商品取引所の会員又は取引参加者（以下「会員等」という。）に対する貸借取引貸付有価証券等他へ貸し付けている有価証券を除く。

ニ　寄託有価証券

短資取引担保株式預り証規定により、コール・マネーの担保とするため、金融商品取引所に寄託している有価証券及び株式会社証券保管振替機構等に寄託している有価証券を記載すること。

ホ　有価証券引渡票支払金

有価証券引渡票に係る当該有価証券の代金相当額として金融商品取引清算機関へ預託した金銭を記載すること。

ヘ　フェイル資産関係勘定

フェイル発生時における資金処理勘定を記載すること。

ト　投資その他の資産

関係会社長期貸付金について、その金額が資産総額の 100 分の 1 以下の場合は、これを長期貸付金に含めて記載することができる。

長期貸付金、関係会社長期貸付金については、1年内に期限の到来するものであってもその返済予定額が総資産額の 100 分の 1 以下の場合は、投資その他の資産として記載することが出来る。

チ　貸付有価証券、保管有価証券及び寄託有価証券を貸借対照表に計上しない場合は、その旨、評価方法及び評価価額を注記すること。

②　負債の部

イ　貸借取引担保金

貸借取引について融資又は貸株先の会員等より貸借担保金として受け入れた現金を記載すること。

ロ　貸借取引貸株等代り金

貸借取引について貸株先の会員等より受け入れた担保金（当該会員等の売付有価証券の約定価額相当額）を記載すること。

ハ　貸債券取引貸付有価証券代り金

貸債券取引について担保として受け入れた見返り金について記載すること。

ニ　その他の貸付有価証券代り金

貸借取引貸株・貸債券取引貸付有価証券以外の貸付有価証券について担保として受け入れた見返り金について記載すること。

ホ　有価証券引渡票受入金

有価証券引渡票とともに当該有価証券の代金相当額として受け入れた代り金を記載すること。

ヘ　貸借取引貸付金担保有価証券

貸借取引について融資先の会員等より担保として受け入れた有価証券（当該会員等の買付有価証券）を記載すること。

ト　貸付有価証券見返

貸借取引貸株等に使用した所有有価証券を記載すること。

チ　フェイル負債関係勘定

フェイル発生時における資金処理勘定を記載すること。

リ　貸借取引貸付金担保有価証券、預り有価証券及び借入有価証券を貸借対照表に計上しない場合は、その旨、評価方法及び評価価額を注記すること。

(2)　損益計算書

①　貸借取引受取手数料

貸借取引に伴う名義書換・配当取扱手数料等の受入額を記載すること。

②　貸借取引支払利息

貸借取引貸株等代り金利息として支払った額を記載すること。

③　貸債券取引支払利息

貸債券取引代り金利息として支払った額を記載すること。

④　預り金支払利息

諸預り金に対する支払利息の額を記載すること。

⑤　有価証券借入料

株式その他の有価証券借入に対する借入料を記載すること。

⑥　賞与引当金戻入額

従業員賞与と相殺して処理すること。

⑦　貸倒引当金繰入

貸倒引当金勘定の繰入額と取崩額を相殺した後の金額を記載すること。

(3)　株主資本等変動計算書

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）の様式に準じて作成すること。

(4)　営業考課表

対照勘定額の保管有価証券等には、寄託有価証券の額を含めること。

諸引当金繰入差額・戻入差額欄の金額は各引当金・準備金ごとに差額を算出し、その合計額を記載すること。

特別利益（損失）等は、固定資産売却益（損）等の臨時損益（引当金戻入繰入差額は除く）を含めた額とすること。

(5)　事業報告書付属表

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の様式により作成すること。

4　個人情報保護に関して講じている措置の実施状況

(1)　安全管理措置等の実施状況

取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置について記載する。

(2)　特別の非公開情報の目的外利用を防止する措置の実施状況

取り扱う個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（その業務上知り得た公表されていない情報をいう。）を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置について記載する。

5　苦情処理及び紛争解決の体制

手続実施基本契約（法第 156 条の 38 第 13 項に規定する手続実施基本契約をいう。）を締結している指定証券金融会社紛争解決機関（法第 156 条の 31 の２第１項第１号に規定する指定証券金融会社紛争解決機関をいう。）の商号若しくは名称又は苦情処理措置（法第 37 条の７第１項第１号ロに規定する苦情処理措置をいう。）及び紛争解決措置（同号ロに規定する紛争解決措置をいう。）の内容を記載すること。